

災害予測評価システム導入業務 仕様書

1 調達案件の概要

(1) 調達件名

災害予測評価システム導入業務

(2) 調達の背景及び目的

近年、他都市において風水害による甚大な被害が頻発しており、本市においても同様の被害の発生が懸念されている。

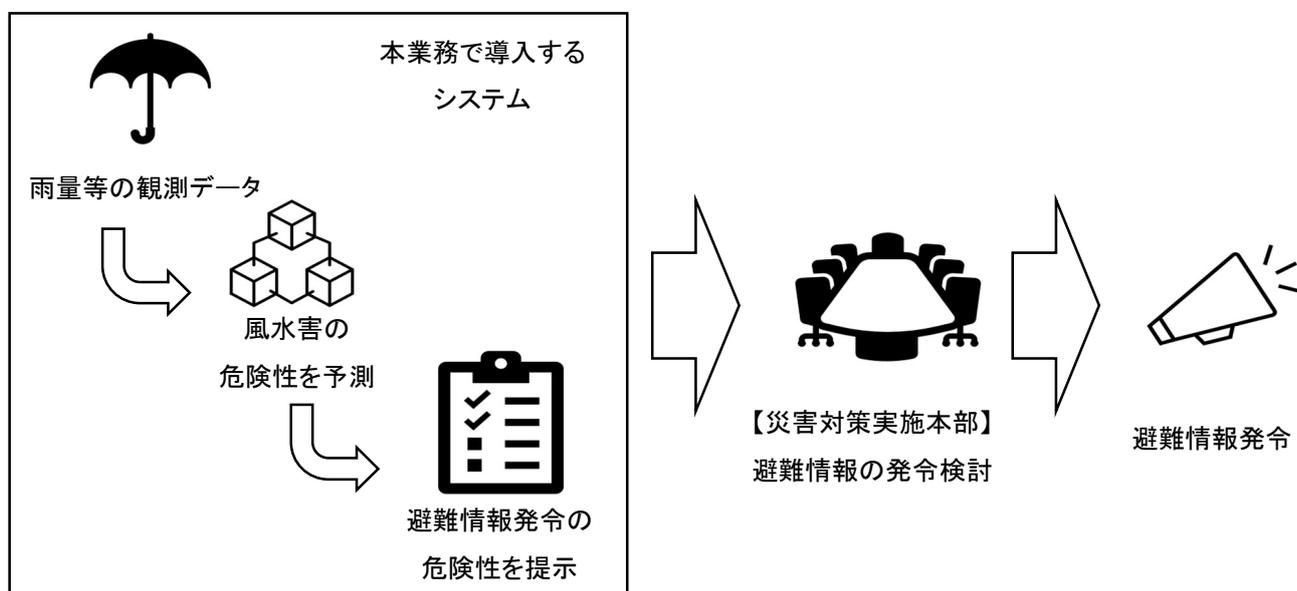
避難情報の発令を伴う風水害の危険性を予測することが出来れば、あらかじめ本市職員による避難所運営準備などの災害対応を早期の段階で実施可能となる。

また、日没後に避難情報を発令した場合は、市民は夜間の避難行動することとなり二次災害の恐れがあるが、適切に避難情報の発生見込みを予測した上で日没前に避難情報の早期発令を行うことにより、二次災害を最小限に抑えることが可能になると見込まれる。

本業務は、本市の避難情報発令の判断や災害対応の早期実施のため、風水害の危険性を予測し、その予測に対する分析・評価が可能な災害予測評価システム（以下、システム）の導入及びシステムによる継続的な情報提供を目的とする。

(3) 業務システムの概要

本業務で導入するシステム概要図は以下のとおり。



(4) 契約期間

業務期間は契約締結日（令和7年4月頃を想定）の翌日から令和10年3月31日までとする。システムの稼働は、令和8年度中を目標とし、具体的な本番稼働日は本市との協議により、業務実施計画書で定める。本番稼働後は、フォローとして運用・保守に係る支援を行う。

(5) 作業スケジュール

内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	補足
システム導入調整	➡			本業務
導入テスト、仮運用		➡		本業務
運用・保守			➡	本業務
過去事例のシミュレーション	➡			本業務
システムの更新検討			➡	

2 作業の実施内容

2-1 システムの導入及び運用保守

(1) 業務計画書の作成

本業務の実施に際して、実施内容や体制、工程等を具体化した業務計画書を作成する。業務計画書の提出にあたっては、業務担当職員の下承を受けること。

(2) サービス提供のための調整

受託者は、本市に対して少なくとも**3 システムに求める機能**に示す機能を有するシステムにより本市に必要な情報を提供すること。システムによる情報提供にあたって本市と調整が必要な作業については、本業務に含めるものとする。

なお、受託者が有するシステムの標準的な機能に本市が求める機能が含まれない場合、本システム提供のためにカスタマイズすることは妨げない。

また、本市の避難情報発令の判断に用いている最新版のマニュアル（洪水及び土砂災害）は業務着手後に提供を予定している。

(3) システム導入テスト、仮運用

システム導入にあたっては、受入テストを実施し、本市の環境で支障なくサービス利用ができるようにすること。本業務ではテスト完了後から運用開始までの間に仮運用期間を設けるので、必要に応じて運用開始までに本業務で要求する機能等を調整すること。

なお、本市では令和7年5月以降に新たな庁内ネットワーク環境が整備され、無線LAN対応予定である。

(4) システムの操作方法説明

本市職員を対象とするシステムの操作説明に関する資料を作成すること。資料の

内容については、委託者と十分に調整を行うこと。

(5) システムの運用及び管理

受託者が提供するシステムは、履行期間中の本格運用後は 24 時間 365 日の運用を前提とし、安定的に稼働させること。障害発生時は速やかに復旧対応に努め、受付・連絡後は速やかに対応しなければならない。

受託者が提供するシステムのメンテナンス等により止むを得ずシステムを一時停止する場合は、少なくとも 2 週間前までに委託者に報告すること。

システム運用開始後は、システムトラブル等に備えて必要なサポート体制を構築すること。なお、サポート体制については、以下を想定している。

状況	対応時間（想定）	対応方法
平常時	平日 9：00～17：00	電話、メール、オンライン会議等
災害対策本部設置時	原則、24 時間対応	同上

また、運用開始後は **3 システムに求める機能、3-1 機能要件に関する**ことで求める機能の調整（現時点では、(4)の表示内容の調整を想定）を適宜行うこと。なお、システムの大規模改修に係る内容は別途協議による。

(6) 定例会等の実施

ア 受託者は、定例会を月 1 回程度開催するとともに、業務の進捗状況を作業実施要領に基づき報告すること。

イ 担当部署から要請があった場合、又は、受託者が必要と判断した場合、必要資料を作成の上、定例会とは別に会議を開催すること。

ウ 受託者は、会議終了後、5 日以内（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。）を除く。）に議事録を作成し、担当部署の承認を受けること。

2-2 過去事例に基づくシミュレーションの実施

(1) 情報収集

本業務の実施に必要な過去の気象データ等の収集を行う。なお、本市で独自に収集している気象情報については、提供可能なもののみ提供する。また、当時の避難情報発令基準を定めたマニュアルやハザードマップ等の資料について、業務着手後に委託者より提供を予定している。

(2) 過去の雨量データ等を用いたシミュレーションの実施

本業務でシステム導入に係る本市との調整後、過去事例を用いて、避難情報発令の予測が何時間前から予測できたかのシミュレーションを実施する。なお、シミュレーション期間や当時の気象警報状況は下記のとおり。

ア シミュレーション期間

平成 26 年 9 月 10 日～12 日

イ 当時の気象警報・本市の体制

平成 26 年 9 月 11 日 0 時 36 分	大雨警報（浸水害）発表、警戒配備体制
1 時 40 分	大雨警報（土砂災害）、洪水警報発表
1 時 55 分	土砂災害警戒情報発表
3 時 09 分	市災害対策本部設置（第一非常配備体制）
5 時 35 分	大雨特別警報発表（第二非常配備体制）
16 時 00 分	土砂災害警戒情報解除
16 時 10 分	大雨特別警報・洪水警報解除
17 時 12 分	市災害対策本部廃止（警戒配備体制へ移行）
平成 26 年 9 月 12 日 9 時 55 分	通常体制に移行

ウ 避難情報発令状況

3 時 10 分 土砂災害避難勧告発令（南区：芸術の森、石山、藤野、簾舞）

3 時 30 分 土砂災害避難勧告発令（南区：藻岩、南沢、澄川、真駒内）

4 時 01 分 土砂災害避難勧告発令

（中央区：南円山、幌西、山鼻、南区：藻岩下、
豊平区：平岸、美園、月寒、中の島、南平岸、福住、東月寒
清田区：北野、清田）

4 時 08 分 洪水避難勧告発令（望月寒川）（白石区・豊平区の一部）

4 時 14 分 土砂災害避難勧告発令

（厚別区：厚別東、厚別中央、青葉町、厚別南、清田区：清田中央）

4 時 27 分 洪水避難勧告発令（月寒川）（白石区・厚別区・豊平区の一部）

4 時 47 分 土砂災害避難勧告発令（豊平区：西岡、清田区：平岡、里塚・美しが丘）

7 時 24 分 洪水避難勧告発令（厚別川）（白石区・厚別区・清田区の一部）

7 時 59 分 洪水避難勧告発令（野津幌川）（厚別区の一部）

17 時 12 分 全避難勧告解除

2-3 成果物

ア 成果物名

本業務の成果物を下表に示す。

成果物一覧

提出書類	提出時期	備考
業務着手届	業務着手時	
業務責任者等 指定通知書	業務着手時	
業務実施計画書	業務着手 2 週間以内	以下の内容を含む、本件の実施計画について記載したもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市及び受託者の体制と役割 ・スケジュール ・成果物 ・制約条件及び前提条件 ・情報セキュリティ対策 ・進捗管理要領 ・品質管理要領 ・その他必要な事項
システムの操作 説明資料	システムの本格運用前まで	
業務日程表	業務着手時	
テスト計画書	テスト着手前	
テスト報告書	テスト完了後	
業務報告書	業務完了日まで	以下の内容を含むものを記載したもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・業務で使用したデータ ・避難情報発令の危険性が予測できた時刻及び地域
作業月報	履行期間中の各月末日まで	本サービスの本格運用開始月からとする。
業務完了届	履行期間中における各年度 末日	
業務報告書	履行期間中における各年度 末日	

イ 成果物の納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、本市が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎7階 危機管理局危機管理課

3 システムに求める機能

3-1 機能要件に関すること

少なくとも以下に示す機能要件を満たすこと。

- (1) 本市の対象河川において、河川水位の予測によって避難情報発令の可能性について予測できること。対象河川は別紙のとおり。なお、本市の洪水に対する避難情報発令は主に河川水位を用いて判断しているが、詳細は業務着手後に提供予定の本市マニュアルを参照のこと。
- (2) 土砂災害警戒情報の発表基準が設定されている 1km メッシュをベースとして、土壌雨量指数等に基づく土砂災害発生の危険度等により、避難情報発令の可能性について予測できること。なお、本市の土砂災害に対する避難情報発令は、主に土砂災害危険度を「北海道土砂災害警戒情報システム」により確認し判断しているが、詳細は業務着手後に提供予定の本市マニュアルを参照のこと。
- (3) 洪水、土砂災害ともに12時間以上先の避難情報発令の可能性を予測できること。なお、予測はリアルタイムの観測情報等により随時更新できるものとし、概ね1時間間隔で避難情報発令の予測が確認可能であること。
- (4) 避難情報発令の可能性を予測した地域の一覧、雨量・水位等の観測データと予測データなどをダッシュボード等によりまとめて表示可能なこと。なお、観測データは気象庁等のほか、札幌市による観測データ等を想定している。
- (5) 避難情報発令の可能性を予測した場合、電子メール等により本市職員に通知可能であること。
- (6) 訓練や風水害時の体制検討等での利用を想定し、他地域で発生した大雨事例を札幌市に適用した運用シミュレーションが可能であること。
- (7) ID 及びパスワードによるサービスのログインが可能であること。
- (8) データ消失を防ぐため、定期的なバックアップが可能であること。
- (9) 観測データ等は、災害後の検証のため過去1年間のデータを保存が可能であること。

3-2 非機能要件に関すること

(1) 利用者数

利用ユーザ数は以下の要件を満たすこと

管理者権限職員	3名
一般権限職員	30名

なお、管理者権限職員、一般権限職員の権限は以下のとおり。

種類	許可権限
管理者権限	1 一般権限職員の ID、パスワード管理 2 通知先のメールアドレスの登録・変更 3 システムログインによる情報確認
一般権限	1 システムログインによる情報確認

また、システム導入時における利用ユーザ数は上記のとおりだが、市関係局と調整の上、一般権限職員は将来的には 200 名以上の利用を見込んでいる。

(2) システムの構成に関する全体方針

本業務システムの構成は Web 型のシステムとし、業務処理はサーバ上で行い、端末では Web ブラウザにより、表示・入力等のみが行われるものとする。想定される Web ブラウザは「Google Chrome」、「Microsoft Edge」、「Safari」及び「Firefox」であり最新バージョンのブラウザで正常に動作するものとする。

なお、本市では主に「Microsoft Edge」を利用している。

(3) 本システムの可用性の目標値は以下のとおり。

稼働率 99.9%

運用時間 24 時間 365 日

計画停止 計画停止あり（本市と事前協議の上、運用スケジュールの変更を許容する）

(4) 拡張性に係る事項

現時点では、本格運用時において本市の他システム（札幌市防災情報システム等）との連携は想定していない。しかし、将来的にシステムの運用状況に応じてシステム連携する可能性があるため、他システムとのデータ連携が可能であること。

3-3 セキュリティ対策に関する事項

システムによる情報提供にあたっては、本市セキュリティポリシーを遵守するほか、以下の事項を実施すること。

(1) 本業務の作業実施体制及び連絡体制を提示すること。

- (2) セキュリティ対策の責任者には、セキュリティ対策を十分に管理できる者を配置すること。
- (3) データの消失を防ぐため、定期的なバックアップを実施すること。
- (4) 受託者は委託者から依頼・指示があった場合に、利用者管理状況や情報セキュリティ監視状況の実績等について委託者が指定する期日までに報告するものとする。
- (5) システムで使用するソフトウェア等の最新の脆弱性情報を把握し、システムへの影響を調査・評価すること。また、セキュリティパッチの提供がある場合は、システムへの影響を考慮し、影響がない場合は適用すること。
- (6) 情報セキュリティインシデントが発生した場合は、連絡体制表に基づき速やかに委託者へ報告すること。なお、不正アクセス、サービス不能攻撃、不正プログラムの感染等、短時間で被害が拡大する情報セキュリティインシデントについては、緊急対策を受託者が行うこと。
- (7) システムのアクセス状況等を記録し、最低1年分保存すること。なお、アクセス状況等の記録はアクセス管理を施したフォルダ等により管理すること。
- (8) システムで使用するサーバ等への通信については、IPv4 及び IPv6 の両方に対応できるように努めること。
- (9) システムで使用するサーバ等は定期的にシステムにより標準時間に合わせるように補正を行うこと。
- (10) システムで使用するソフトウェアについては、メーカーによるサポート対象の製品、バージョンを用いること。
- (11) システムで使用するサーバ等に対応したウイルス対策ソフトウェアを導入すること。ウイルス対策ソフトウェアのパターンファイルは随時最新のものに更新し、定期的にサーバ等をスキャンし稼働状況を確認すること。
- (12) システムで使用するサーバ等は盗難及び不正操作等を防止するため、必要な施錠を行うこと。
- (13) サーバ等の電源について落雷等による過電流からサーバ等を保護するとともに、停電の場合であっても当該危機を適切に停止するまでの間に十分な電力を供

給し得る無停電電源装置等を備え付けること。また、地震等の災害対策として適切な耐震対策の措置を講ずるほか、機器故障を防ぐため適切な温度及び湿度となるよう空調設備等を使用して管理すること。

(14) システムで使用するサーバ等へのケーブル配線は損傷等を防止するために必要な保護措置を講じること。また、HUB等のネットワーク接続口は他者が容易に接続できないよう適切に管理すること。

(15) サーバ設備はシステム構成、ハードディスク等に冗長化対策を講じること。

(16) 不正アクセス等を防止するため、システムで使用するネットワークにはルーティング制御やパケットフィルタリング制御により適切な措置を講じること。

(17) 各年度に少なくとも1回、受託者は委託者にセキュリティ対策の履行状況としてISMS認証（ISO27001）、クラウドセキュリティ認証（ISO27017/27018）、SOC（Service Organization Control）報告書のいずれかの確認を受けること。

(18) 受託者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万が一の事故があった場合、委託者へ直ちに報告する義務や損害に対する賠償等の責任を負うこと。

(19) システムを設置する管理区域の管理は受託者の責任において行うこと。

(20) 本業務の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、セキュリティ対策が確認できる資料を提出し、委託者の承認を受けること。また、受託者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

(21) システムで使用するサーバ等の端末機、記憶装置、記憶媒体等を廃棄する場合は、データ消去ソフトウェアによる上書き消去等により、一般的に入手可能な復元ツールによっても復元困難な状態に消去すること。

4 作業の実施体制・方法

(1) 作業要員に求める資格等

ア 本業務の作業実施体制を提示し、札幌市の承認を得ること。

イ 本業務のプロジェクト責任者として、プロジェクト全体を十分に管理可能な技術者を配置し、さらに必要に応じて、本業務を円滑に遂行させることが可能な能力のある担当技術者を配置すること。

ウ プロジェクト責任者及び担当技術者の責任及び権限を明確にし、本業務への参画度、参画時期について明確にすること。

(2) 作業場所

本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受託者の責任において用意すること。

5 成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

ア 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て本市に帰属するものとする。

イ 本市は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受託者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により本市がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

ウ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に本市の承認を得ることとし、本市は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、本市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

エ 受託者は本市に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

オ 受託者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

(2) 検収

ア 本業務の受託者は、成果物等について、納品期日までに本市に内容の説明を実施して検収を受けること。

イ 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について本市に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

6 その他特記事項

- (1) 本業務受注後に仕様書の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって本市に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微（委託料、納期に影響を及ぼさない）かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が記名捺印することによって変更を確定する。
- (2) 受託者の都合により提供するシステムの仕様を変更する際は、委託者が対応に必要な期間を配慮したうえで、委託者に報告すること。
- (3) 本業務の履行については、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、下記の環境負荷の低減に努めること。
 - ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
 - イ ゴミ減量及びリサイクルに努めること。
 - ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすように努めること。
 - エ 自動車等を使用する場合には、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
 - オ 業務に係る用品などは、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
- (4) 秘密保持義務に関する事項

受託者は業務を遂行するにあたって、本業務で知りえた情報について、個人情報であるか否かを問わず本契約の契約期間及び契約後においても第三者に漏らしてはならない。

また、秘密保持義務について従業員及びその他関係者への徹底を行うこと。本件業務の契約期間中は以下を遵守すること。

 - ア 本市の情報を目的外に使用しないこと。
 - イ 本市の情報を複写及び複製する場合には委託者の許可を事前に得ること。
 - ウ 本市の情報を外部記憶媒体等で持ち出す場合、紛失及び盗難を避けるため厳重に保管すること。また、データは必ず暗号化をすること。
 - エ 本市の情報を取り扱う際は、のぞき見等の対策を行い、関係者以外に情報が知られないようにすること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や業務内容への疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議のうえ決定すること。なお、打合せ協議回数の変更に伴う委託料の変更は行わない。

(6) 本業務のサーバの設置国は原則、日本国内とする。これに依りがたい場合は、サービスが日本国の法律を準拠法とすること等を委託者との協議により決定する。

区分	水系	河川名	河川管理者
洪水予報河川	石狩川	石狩川	北海道開発局札幌開発建設部河川整備保全課
洪水予報河川	石狩川	豊平川(下流)	北海道開発局札幌開発建設部河川整備保全課
洪水予報河川	新川	新川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
水位周知河川	石狩川	厚別川(下流)	北海道開発局札幌開発建設部河川整備保全課
水位周知河川	石狩川	厚別川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
水位周知河川	新川	中の川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
水位周知河川	新川	琴似発寒川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
水位周知河川	新川	琴似川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
水位周知河川	石狩川	豊平川(上流)	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
水位周知河川	石狩川	野津幌川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
水位周知河川	石狩川	月寒川(下流)	北海道開発局札幌開発建設部河川整備保全課
水位周知河川	石狩川	月寒川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
水位周知河川	石狩川	望月寒川(下流)	北海道開発局札幌開発建設部河川整備保全課
水位周知河川	石狩川	望月寒川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
水位周知河川	石狩川	精進川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
水位周知河川	星置川	星置川	後志総合振興局小樽建設管理部維持管理課
その他指定河川	新川	濁川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	新川	東濁川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	新川	手稲土功川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	新川	稲積川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	新川	旧軽川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	新川	第一わらび川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	新川	第二わらび川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	新川	軽川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	新川	三樽別川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	新川	旧中の川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	新川	西野川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	新川	界川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	新川	左股川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	伏籠川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	発寒川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	創成川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	茨戸耕北川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	旧伏籠川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課

その他指定河川	石狩川	旧琴似川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	篠路新川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	旧琴似川放水路	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	小野津幌川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	旧豊平川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	三里川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	二里川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	清田川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	米里川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	ラウネナイ川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	うらうちない川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	精進川放水路	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	真駒内川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	穴の川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	穴の川放水路	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	白井川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	小樽内川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	薄別川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	小川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	星置川	キライチ川	後志総合振興局小樽建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	望月寒川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	豊平川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	厚別川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	新川	琴似発寒川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	篠路拓北川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	モエレ中野川	空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課
その他指定河川	石狩川	安春川	札幌市下水道河川局事業推進部河川事業課
その他指定河川	石狩川	雁来川	札幌市下水道河川局事業推進部河川事業課
その他指定河川	石狩川	丘珠藤木川	札幌市下水道河川局事業推進部河川事業課
その他指定河川	石狩川	山鼻川	札幌市下水道河川局事業推進部河川事業課
その他指定河川	石狩川	山本川	札幌市下水道河川局事業推進部河川事業課
その他指定河川	石狩川	藤野沢川	札幌市下水道河川局事業推進部河川事業課
その他指定河川	石狩川	苗穂川	札幌市下水道河川局事業推進部河川事業課
その他指定河川	石狩川	北白石川	札幌市下水道河川局事業推進部河川事業課